

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第12号）

件名	本人が県警に申し入れた文書等に係る部分開示決定処分に対する審査請求の件
開示請求年月日	平成18年7月26日
実施機関の決定日	平成18年8月7日
実施機関（担当課）	県警察本部長（警務部監察課）
決定内容	部分開示決定
非開示理由	富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）及び第6号（行政運営情報）
審査請求年月日	平成18年8月17日
審査請求の内容	・実施機関が非開示とした部分のうち一部の開示を求める。 ・実施機関が特定した公文書以外にも対象公文書が存在する。
諮問年月日	平成18年9月6日
答申年月日	平成19年5月11日
争点	・実施機関が審査請求人の自己情報の開示を求める趣旨を考慮して行った部分開示決定の適否 ・本件の条例第10条（公文書の存否に関する情報）該当性及び既に行われた部分開示決定の取扱い

### 審査会の判断

#### <結論>

警察本部長が、審査請求の対象となった公文書について行った部分開示決定は、結論において妥当である。

#### <理由>

##### 1 本件処分について

警察本部長は、本件開示請求について、請求に係る公文書の存在を明らかにした場合、審査請求人が警察本部へ申し入れを行ったという事実を公にすることとなることから、そのプライバシーを保護するため、条例第10条（公文書の存否に関する情報）を根拠に拒否すべき事案であったと述べる一方、本件開示請求が、審査請求人が県警職員に渡すなどした投稿文の警察本部におけるその後の取扱いや対応に関する情報の開示を求める趣旨のものであることから、同条の規定により拒否することが妥当でないとは判断し、対象公文書を特定して部分開示決定を行ったことが認められる。

##### 2 自己情報の開示請求について

本件開示請求は、審査請求人本人が電子メールに添付して送信し、又は県警職員に手渡した文書の開示を求めるものであるが、条例に基づく公文書の開示請求に係る開示・非開示の判断に当たっては、請求の目的及び請求者が誰であるかは考慮されないものであり、本人から自己情報の開

示請求があった場合について、条例上特段の規定は設けられていない。

したがって、警察本部長が、本件処分に当たり、審査請求人の自己情報の開示を求める趣旨を考慮して行った判断については、条例の趣旨に照らして適切であったとは認められない。

### 3 条例第10条（公文書の存否に関する情報）該当性について

条例第10条は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

本件開示請求は、審査請求人が県警に対して申入れした文書等の開示を求めたものであり、当該請求に係る公文書の存否を答えることは、審査請求人が県警に申入れを行ったという事実の有無を明らかにすることになるものと認められる。

さらに、条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定しているところ、審査請求人が県警に申入れを行ったという事実の有無に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当するものと認められる。

以上のことから、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否すべきであったものといわざるを得ない。

しかしながら、本件処分においては、対象公文書が存在するものとしてその一部を開示する決定が行われており、審査請求人が県警に申入れを行ったという事実の有無という非開示情報については既に開示された状態となっていることから、これを取り消す意味はないが、非開示部分についてこれを更に開示することは、条例の趣旨に照らして許されないものと考えられる。

したがって、このような場合においては、本来、対象公文書が存在するか否かということも含めて、当該文書のすべてを非開示とすべきものであると認められることから、既に開示した部分とはもかく、非開示部分の開示及び開示対象とされなかった文書の存否については、検討する余地がないものと認められる。

(参考)

富山県情報公開条例(抜粋)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～オ (略)

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。